

2 重点項目の改革工程

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における重点項目の改革工程は、以下のとおりである。

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

- (1) 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。
- (2) 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。
- (3) (1)及び(2)の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○ 保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。

○ 保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後5年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。

【教育・文化】

○ 義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、

引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

- (1) 義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。
- (2) 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- (3) 学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。
- (4) 退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。
- (5) 教員給与については、平成16年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成18年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

○ 学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

【公共事業】

○ 地方道路整備臨時交付金の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、平成15年度より国費と地方費の割合を個別事業（要素事業）ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとする。

○ 市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減

平成15年度に引き続き、平成16年度以降においても、採択基準の引上げ、補助金の統合化、補助対象の重点化等を実施する。平成16年度における採択基準の引上げ幅については、具体的に定める。

○ 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。

直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。

【産業振興その他】

○ 農業委員会・改良普及事業

農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。

協同農業普及事業については、普及センターの必置規制を廃止するとともに、普及手当支給の上限規定を廃止する（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。また、林業普及指導事業、水産業改良普及事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行う。

なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成18年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る。

○ 交通安全対策特別交付金の見直し

交通安全対策特別交付金については、国の関与を縮減する観点から、道路交通法の国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止する。

また、現在反則金の対象としている違法駐車に関する法制度の在り方の検討に当たっては、国の関与を縮減するという三位一体の改革の観点も踏まえ、平成15年中を目途に結論を得る。

平成 16 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(抄)

〔平成 15 年 8 月 1 日〕
閣 議 了 解

(中 略)

3.

(4) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改正を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「基本方針 2003」における「国庫補助負担金等整理合理化方針」(以下「整理合理化方針」という。)を踏まえ、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、「構造改革と経済財政の中期展望」(平成 14 年 1 月 25 日閣議決定)の期間(当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。)において、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととする。

このため、

- ① 各省庁は、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金について、平成 16 年度予算から厳しく見直しを実施する。特に「整理合理化方針」における「重点項目」については、平成 15 年度予算における取組みの上に立って、平成 16 年度予算の中で「改革工程」に従った抜本的な見直しを着実に行うこととし、可能なものについては平成 16 年度予算の要求・要望に反映させることとする。
- ② 地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その 100 分の 5 に相当する額の削減を目指す。このため、各省庁の要望に当たっては、新規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあつては、その理由を示すこととする。
- ③ 各省庁は、「第 2 次地方分権推進計画」(平成 11 年 3 月 26 日閣議決定)等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図ることとする。

(以下省略)

「三位一体の改革に関する提言」（全国知事会会長私案）のポイント

平成15年10月7日

（全国知事会会長私案の性格）

- 三位一体の改革は重要かつ緊急な課題。全国知事会における現段階での国庫補助負担金の廃止に関するとりまとめ内容を踏まえつつ、ひとまず全国知事会会長の私案として提言をまとめ、公表

（三位一体の改革の基本）

- 三位一体の改革の基本は「住民の生活を守る」こと。住民生活への影響を検証し、住民本位の改革を
- 「税源なくして削減なし」を基本に、国庫補助負担金の削減と税源移譲を一体的に推進
- 三位一体の改革で「財政民主主義」を実現し、納税者の納得のもと、国・地方を通じた財政再建を。プライマリーバランスの回復にもつながるもの

（国庫補助負担金の見直し）

- 都道府県への国庫補助負担金11兆4千億円のうち、9～10兆円を廃止すべき
- 国庫補助負担金の廃止と併せて、総額8兆～9兆円を地方へ税源移譲すべき
- この見直しの結果、国でも7千億～1兆円程度の予算削減

（税源移譲）

- 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた個人住民税及び地方消費税の基幹税を中心とした税源移譲を
- 地方へ移譲されるべき税目と税額は、

所得税から住民税へ	
個人住民税を10%比例税率化	移譲額3兆円程度
消費税から地方消費税へ	
地方消費税を2%引き上げ	移譲額5兆円程度
揮発油税（2兆8千億円）の一部を地方譲与税化	移譲額1兆円程度

（地方交付税の見直し）

- 地方交付税の見直しは、国庫補助負担金、税源配分の見直しと一体で
- 税源が偏在することから、財政力格差を是正する地方交付税は必要

（財源措置が十分に行われない場合の国民生活への影響）

- 住民サービスの低下等、住民生活に直結する影響が生じることとなることから、税源移譲については必要十分な額が確保されるべき
- 国民生活への影響の更なる検証を行い、国民に明らかに

（地方六団体の結束）

- 地方自治体が一丸となり、結束して三位一体の改革を推進